

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	平松エンタープライズ株式会社	代表者氏名	平松 晃弘
主たる営業所の所在地	倉敷市昭和一丁目2-22		
許可番号	岡山県知事 般-24 第2182号	許可を受けている建設業の種類	建、左、と、石、屋、管、 夕、鋼、舗、板、ガ、塗、 防、内、機、絶、具

2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年7月28日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同法第26条第3項違反）		
処分の内容			
<p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育に係る計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修及び教育を行い、違反行為が再び繰り返されることがないように万全の社内体制の整備に努めること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。（研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。）</p>			
処分の原因となった事実	専任を要する工事の主任技術者の専任義務違反		
<p>平松エンタープライズ株式会社が平成25年4月から平成26年1月まで施工した民間発注のマンション新築工事におけるサッシ工事については、請負金額が建設業法施行令で定める金額以上であるため工事現場に専任の主任技術者を配置しなければならない工事であるが、当該工事の主任技術者を当該工事の期間内に他の工事現場にも主任技術者として配置しており、当該工事現場に専任しているとは認めがたい状態であった。</p> <p>このことは、建設業法第26条第3項に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。</p>			
その他参考となる事項			